

# 令和7年度給与支払報告書の提出にあたって

## 1 提出書類について

### (1) 給与支払報告書（総括表） 1枚

- ・十日町市に給与支払報告書を提出する場合は、同封した十日町市提出用の総括表を使用してください。なお、eLTAXにて提出される場合または給与支払報告書の対象者がいない場合は、同封した総括表の提出は不要です。
- ・総括表に印字された郵便番号・所在地・名称等に変更や誤りがありましたら、二重線で抹消し訂正してください。

種別	指定番号	
給与支払者の個人番号又は法人番号		
給与支払者番号		
給与支払者住所(フリガナ)		
給与支払者住所(氏名)		
代表者の氏名		
経理責任者の氏名		
連絡者の氏名		
連絡者の電話番号		
会計事務所等の名称		
特別徴収(給与天引)	給与総人員	事業種目その他必要な事項
普通徴収(個人納付)	所轄事務署名	特別徴収書の送付
計	新規採用・中途入社の方は職分も含んでいますか	必要・不要

給与支払者が個人事業主の場合は事業主の個人番号、法人の場合は法人番号

十日町市に対して、個人別明細書を提出する人員のうち、特別徴収の対象となる人員数、普通徴収の対象となる人員数、合計数を記入

令和7年1月1日現在において、給与等の支払いをしている人の総人員(他市提出分含む)

十日町市専用納入書を使用される場合、「必要」を○で囲む

前職分を合算して年末調整した人がいる場合、「はい」を○で囲む

### (2) 給与支払報告書（個人別明細書） 1人につき1枚

記入方法は、国税庁ホームページまたは税務署から配布される「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」、「年末調整のしかた」などをご確認ください。

支払を受ける者住所	氏名	個人番号
種別	支払金額	源泉徴収税額
源泉徴収対象配属者の有無等	配偶者の数	16歳未満扶養親族の数
社会保険料等の金額	生命保険	地震保険料の控除額
摘要欄	前職分を合算して年末調整したか	受給者
控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	前職分を合算して年末調整したか
中途退職	退職年月日	受給者

※源泉徴収票は給与受給者に渡してください。

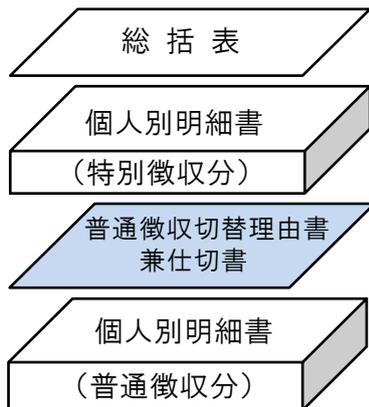
### 【記入漏れにご注意を！】

- ① 受給者、受給者の扶養者には、必ず個人番号を記入してください。
- ② 受給者生年月日は正確に記入し、③ 氏名には、必ずフリガナをつけてください。
- ④ 住所  
受給者の令和7年1月1日現在の住所または居所(退職者の場合は退職時の住所)を記入してください。
- ⑤ 前職分を合算して年末調整した場合  
摘要欄に前職分の支払者の名称、所在地、支払金額、源泉所得税額、社会保険料、退職年月日を記入してください。
- ⑥ 生命保険料の控除額  
控除の計算が誤っている場合や、控除の限度額を超えて年末調整している場合がありますのでご注意ください。

### (3) 普通徴収切替理由書兼仕切書（水色） 1枚

※普通徴収切替理由書兼仕切書の提出がない場合は、全員**特別徴収の対象者**となります。

## 2 提出時の綴り方について



※今年度から総括表と個人別明細書の提出枚数が**1枚**になります。

※ホチキスは使用せず、クリップか輪ゴムでまとめてください。

「普通徴収切替理由書兼仕切書」は、この順番で提出してください。

## 3 給与支払報告書の提出期限について

本来の提出期限は、**令和7年1月31日(金)**ですが、整理の都合上、**1月15日(水)**までの提出にご協力をお願いします。

## 4 給与支払報告書提出後、従業員が退職等した場合について（提出期限：令和7年4月16日）

給与支払報告書を提出後に、特別徴収とした従業員が退職、転勤等により異動した場合には、「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を**4月16日(水)**までに提出いただくことで、5月中旬に発送する特別徴収税額決定通知書に反映します。様式は、十日町市ホームページからダウンロードしてお使いください。

※十日町市ホームページ (<https://www.city.tokamachi.ig.jp/>)

くらし・手続き < 税金 < 市民税・県民税 < 個人市民税・県民税の給与からの特別徴収

## 5 <sup>エルタックス</sup>eLTAX（地方税ポータルシステム）による申告手続

給与支払報告書の提出は、eLTAX を利用した電子申告でも受け付けています。利用届出の手続は、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

### 【eLTAXで申告するメリット】

- ・自宅やオフィスからインターネット経由で、複数の自治体への申告を1回で送ることができます。
- ・給与支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、給与支払報告書は各市区町村に、源泉徴収票は税務署に一元的に提出することができます。
- ・金融機関の窓口に出向くことなく、個人住民税(特別徴収分)などを電子納付できます。

※eLTAXにより給与支払報告書をご提出いただいた事業所については、翌年度の総括表の送付は行いません。

※十日町市ホームページにてeLTAXで提出する際の注意点を記載しておりますので、提出前にご一読ください。

くらし・手続き < 税金 < 市民税・県民税 < 令和7年度(令和6年分)の給与支払報告書の提出について

## 6 特別徴収税額通知を電子データで受け取りたい場合

eLTAXにより給与支払報告書を提出するときに、特別徴収税額通知の受取方法について「電子データ(正本)」を選択してください。その際、十日町市からの通知メールを受信するメールアドレスの入力も必要です。なお、「電子データ(正本)」を選択した場合は、書面による通知を行いません。

### 給与支払報告書の提出に関するお問い合わせ

十日町市役所 総務部税務課市民税係

住所:〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地(本庁舎1階)

電話:025-757-3716(直通)